

飯島賢二の

やさしく解決!

第11回



株式会社 飯島 綜 研  
代表取締役 飯島 賢二

# 難問道場

Q

現在、経理の仕事をしていますが、税務上の不確定概念という言葉を目にします。不確定概念とはどのようなことなのか、どのような点に注意したら良いのか。是非、お聞かせください。

A

我国の税法は「租税法律主義」、これを構成する概念の1つである「課税要件明確主義」に問題があります。課税要件を定める税法の規定も、その委任を受けた政省令の規定も、限りなく一義的で明確でなければ、その法令を読むものによって解釈が異なる危険性を露呈することになります。

実際は、税法令・規則の中になかなか不明確な文言が多いのも事実です。これが納税者と税務当局がもめる原因になっており、逆に言えば「税理士さんの腕の見せどころ」かもしれません。例えばこんな文言では、どのように理解するでしょうか。

「相当程度」「不当に減少」「相当期間」「著しく低下」「通常要する費用」「おおむね」「必要があるとき」「正当な理由」「やむを得ない事情」「対価として相当」「社会通念上一般的に」「不相当高額」、そして、挙句の果てには「同族会社の行為計算の否認」……日本語は実に奥深いものがあります。

「相当期間」とはどのくらいなのか、「著しく」とは、「社会通念上」とは、何をもって言うのか、実務的には不明確な不確定概念に遭遇し、経理担当者としては困惑せざるを得

ないことがしばしばであると思います。しかし、これは「曖昧」にしていると、税務調査の時点で大きな不利益を被る場合があります。グレイのままにしておかないで、顧問税理士や、場合によっては税務当局に相談する等、むしろ積極的に解明すべきです。

というのは、一見、不確定概念といっても、殆どの事例で過去の判例があります。法令として明記されていないかもしれないが、どこかに、必ずその根拠たる判例があると考えられます。

税法上の不確定概念を検証していくことは、経理担当者にとって、まるでミステリーを解くかの如く、新たな楽しみになっていくに違いありません。是非、お薦めです……!

